

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年11月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員 | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員 |
| 17番 捧 譽 委員 | 18番 内 山 清 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 23番 田 邊 稔 委員 | 24番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 25番 清 野 秀 作 委員 | 26番 星 野 英 治 委員 |

27番 内山敏雄委員	28番 渡邊勝夫委員
29番 熊倉睦委員	30番 原田勝委員
31番 小林茂宏委員	32番 坂井浩行委員
33番 横山一雄委員	34番 廣川哲也委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	堀 雅 志
経営基盤係副参事	渡 辺 正 美
経営基盤係主任	堀 江 定 昭
経営基盤係主任	高 野 久美子

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席34名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。9番、大桃伸之委員、27番、内山敏雄委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、23番、田邊稔委員及び24番、阿部銀次郎委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前9時40分 23番田邊 稔委員、24番阿部銀次郎委員退席)

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

議第1号説明の前に、大変恐縮でございますが、議案訂正のお願いと、あわせておわびを申し上げます。

お手元に配付させていただきました議第1号正誤表をあわせてごらんいただきたいと思います。議案の47ページでございます。181番であります。利用権設定期間の終期につきまして、「平成37年12月31日」と記載してありますが、正しくは「平成

33年12月31日」でありましたので、訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。議案の1ページをお願いいたします。今月の申請は2件で、合計面積1万3,508㎡であります。なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告をいただいた案件であります。

45番は、川通西町地内の農地2筆、6,500㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

46番は、笹岡地内の農地5筆、6,957㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇万〇,〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。最初に、49ページをお開き願います。49ページでございます。今月の申請は、新規設定33件、面積20万646.91㎡、再設定108件、面積64万6,737.62㎡、合計では141件、面積84万7,384.53㎡であります。

それでは、2ページにお戻りをお願いいたします。2ページでございます。47番から順にご説明を申し上げます。なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

47番から、7ページになりますが、7ページの68番までの22件につきましては、相対でそれぞれ新規に利用権設定をするものであります。

47番は、井栗1丁目地内の農地4筆、4,108㎡、48番は、同じく井栗1丁目地内の農地3筆、4,696㎡、49番は、下保内地内の農地2筆、4,946㎡、50番は、袋地内外の農地計4筆、8,295㎡、51番は、中曽根新田地内の農地1筆、4,112㎡、52番は、上大浦地内の農地2筆、2,025㎡、53番は、飯田地内の農地1筆、2,993㎡、54番は、棚鱗地内の農地1筆、2,993㎡。次ページをお願いいたします。55番は、笹岡地内の農地5筆、4,044㎡、56番は、笹岡地内外の農地計8筆、1万2,309㎡、57番は、帯織北地内の農地1筆、2,667㎡、58番は、山王西地内の農地1筆、4,127㎡、59番は、荻堀地内の農地5筆、3,402㎡、60番は、同じく荻堀地内の農地1筆、503㎡、61番は、柳場新田地内の農地4筆、2,619㎡、62番は、北野新田地内の農地1筆、1,476㎡。次ページでございます。63番は、東大崎1丁目地内外の農地計6筆、4,134㎡、64番は、月岡地内の農地4筆、2,772㎡、56番は、金子新田地内の農地1筆、720㎡、66番は、同じく金子新田地内の農地1筆、264㎡、67番は、尾崎地内外の農地計6筆、3,561㎡、68番は、笹岡地内の農地1筆、2,210㎡、以上22件は、相対で新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の69番から、13ページになりますが、13ページの79番までの11件、合計面積で12万1,670.91㎡になりますが、これにつきましては昨年4月1日にス

タートした農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

それでは、69番から順にご説明を申し上げます。69番は、北野新田地内の農地13筆、1万359㎡、70番は、袋地内の農地7筆、1万5,188㎡、71番は、西中地内外の農地計25筆、9,587.19㎡、72番は、月岡地内外の農地計32筆、1万2,507.39㎡、73番は、金子新田地内外の農地計5筆、7,039㎡、74番は、柳川新田地内の農地計4筆、6,068㎡、75番は、東大崎2丁目地内外の農地計15筆、1万4,814㎡、76番は、袋地内の農地7筆、1万5,587㎡、77番は、上谷地地内の農地3筆、7,147㎡、78番は、西本成寺地内の農地22筆、1万6,962.72㎡、79番は、如法寺地内外の農地計7筆、6,411.61㎡、以上11件につきましては、新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

次の80番から49ページの187番までの108件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告を願います。

第1調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

おはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、11月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時55分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定33件、再設定108件、所有権移転2件、合計件数143件、面積86万892.53㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の132件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする11件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第１号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いいたします。

しばらく休憩入ります。

（午前９時４０分から午前９時５０分まで休憩）

（午前９時５０分　２３番田邊　稔委員、２４番阿部銀次郎委員着席）

議長（野崎会長）

会議を再開いたします。

退席された委員に報告いたします。議第１号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第２号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第２号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明いたします。

５０ページをお開き願います。三条市長からの諮問書の写しでございます。

５１ページにつきましては、議第２号の参考としまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条を添付させていただきました。

本議案は、議第１号『農用地利用集積計画の承認について』でご審議をいただきました公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理事業により、新規に１０年間利用権設定をする農用地、１２万１，６７０．９１㎡の利用配分計画（案）でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定に基づき、三条市が作成する農用地利用配分計画（案）について、同法第１９条第３項の規定により、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

なお、議第２号の参考としまして、新潟県農林公社のホームページで公開されております１０月３１日現在の借受希望者リストをお手元に配付させていただいておりますが、議案５２ページをお開きいただきたいと思います。議案５２ページの２番、それから続

きまして５３ページの５番及び５６ページの１２番の借受人につきましては、皆様のお手元にお配りいたしました１０月３１日現在の借受希望者リストには登載されておりましたが、１１月３０日、本日からです。本日から臨時募集を行い、配分計画の県公告予定日の平成２８年１月２９日までに登載される予定となっております。

また、本日新潟県農林公社農地中間管理事業規定をお手元に配付させていただきましたので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、配分計画（案）をご説明をいたします。５２ページをお願いいたします。一番左側の番号欄の下側の括弧内に記載しております番号は、ご審議をいただきました議第１号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

１番は、議第１号の６９番におきまして、新潟県農林公社が利用権を設定する北野新田地内の農地１３筆、１万３５９㎡を記載の借受人に新規に１０年間貸付をしたいとするものでございます。

２番は、７０番、袋地内の農地７筆、１万５，１８８㎡、３番は、７１番、西中地内の農地１６筆、５，９０６．１９㎡、４番は、同じく７１番、東鱒田地内外の農地計９筆、３，６８１㎡、５番は、７２番、月岡地内の農地２筆、１，０１８㎡、６番は、７３番、金子新田地内外の農地計５筆、７，０３９㎡、７番は、７４番、柳川新田地内の農地４筆、６，０６８㎡、８番は、７５番、東大崎２丁目地内外の農地計１５筆、１万４，８１４㎡、９番は、７６番、袋地内の農地計７筆、１万５，５８７㎡、１０番は、７７番、上谷地地内の農地３筆、７，１４７㎡、１１番は、７２番、７８番及び７９番、月岡地内外の農地計５４筆、３万１，４５６．１１㎡、１２番は、７９番、如法寺地内外の農地計５筆、３，４０７．６１㎡、以上１２件は、それぞれ記載の借受人に新規に１０年間貸付をしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

１２番、大竹正信委員。

第１調査部会長（１２番大竹正信委員）

議第２号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、合計件数１２件、面積１２万１，６７０．９１㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第２号につきましては、ただい

ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』は、農用地の利用効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申いたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、32番、坂井浩行委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前10時00分 32番坂井浩行委員退席)

議長(野崎会長)

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明いたします。

59ページをお願いいたします。今月の申請は11件で、合計面積3万7,118.72㎡であります。

57ページにお戻りをお願いいたします。34番は、井栗1丁目地内の農地1筆、128㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇万円であります。

35番は、下保内地内の農地1筆、582㎡を譲り受け人である三条市が平成28年度春にオープン予定の保内地区交流拠点施設隣接地に市民農園を開設するため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

36番は、東鱒田地内の農地1筆、3,717㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

37番は、新堀地内の農地1筆、49㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇,〇〇〇円であります。

38番は、大面地内外の農地計8筆、4,480㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

39番は、鹿峠地内の農地1筆、1,645㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇万円であります。

40番は、同じく鹿峠地内の農地6筆、2,927.85㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇万円あります。

４１番は、曲谷地内の農地１筆、８８㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、１０ａ当たり〇〇万円であります。

４２番は、鹿峠地内の農地１筆、３９㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

４３番は、笹岡地内外の農地計９筆、１万６，７８４㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

４４番は、名下地内外の農地計１４筆、６，６７８．８７㎡を同じく譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

１２番、大竹正信委員。

第１調査部会長（１２番大竹正信委員）

議第３号『農地法第３条第１項の規定による許可申請について』は、売買によるもの８件、贈与によるもの１件、使用貸借によるもの２件、合計件数１１件、面積３万７，１１８．７２㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、三条市が農地を取得する３５番の案件につきましては、取得する農地について耕作の事業を行うものと認められ、かつ公共用に供すると認められると判断できることから、農地法施行令第６条、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外に該当することから、許可相当といたしました。

また、３５番を除くそのほかの１０件につきましても、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第３号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席を願います。

（午前１０時０５分　３２番坂井浩行委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり許可することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明いたします。

議案の61ページをお願いいたします。今月の申請は4件で、合計面積5,184.44㎡であります。

60ページをお願いいたします。16番は、下保内地内の農地3筆、458.40㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円でございます。場所につきましては、JR保内駅北東600m付近で、住宅や業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては議第6号の64番で農地法第5条の許可申請がなされております。

17番は、曲渕3丁目地内の農地1筆、330㎡を売買により取得し、宅地分譲2区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円でございます。場所につきましては、月岡小学校北側400m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましても議第6号の65番で農地法第5条の許可申請がなされております。

18番は、東大崎2丁目地内の農地1筆、309㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円でございます。場所につきましては、大崎小学校南側300m付近で、500m以内に2つの教育施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましても議第6号の66番で農地法第5条の許可申請がなされております。

19番は、計画変更のみの申請で、曲渕2丁目地内の農地9筆、4,087.04㎡を分譲地18区画及び道路の用地として利用したいものです。計画面積、分譲区画数に変更はありませんが、先月10月の総会におきまして、農地法第5条の許可をいたしました北側隣接地の宅地分譲地と一体利用をし、居住者の利便向上を図るため、分譲地内の道路計画等を一部変更するものであります。具体には、北側宅地分譲地内の道路との接続道路を新たに設置し、また当初計画をしておりました公園及びごみ置き場を北側宅地分譲地に設置するものです。場所につきましては、月岡小学校北側600m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果の報告をお願いします。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数4件、面積5,184.44㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

議案の62ページをお願いいたします。今月の申請は2件で、合計361㎡であります。

15番は、福島新田地内の農地2筆、312㎡を議第6号の70番で農地法第5条の許可申請がなされております東側隣接地69㎡と一体利用し、倉庫兼作業所1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、福島集会所北側300㎡付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

16番は、鹿峠地内の農地1筆、49㎡を通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、鹿峠集落集会所ほほえみの郷東側200m付近で、集落に居住する人が生活上及び農作業上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積361㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

議案の65ページをお開き願います。今月の申請は9件で、合計面積1万7,579.40㎡であります。

63ページにお戻りをお願いいたします。64番、65番及び66番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の16番、17番及び18番で、それぞれご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

67番からご説明申し上げます。67番は、東本成寺地内の農地1筆、120㎡を売買により取得し、駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、三条高校南西500m付近で、

都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

68番は、直江町2丁目地内の農地2筆、304㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条直江簡易郵便局東側400m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

69番につきましては、本年1月の総会におきまして、840番の1,021㎡及び841番—1の990㎡を除く1万210㎡について、農振農用地からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。猪子場新田地内の農地12筆、1万2,221㎡を売買により取得し、国道8号側の既存宅地等4,344.13㎡と一体利用し、倉庫1棟、通路、緑地及び調整池の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号猪子場新田交差点南西400m付近で、業務施設が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

70番は、福島新田地内の農地1筆、69㎡を賃借権の設定により、先ほど議第5号の15番で審議をいただきました西側隣接地312㎡と一体利用し、倉庫兼作業所1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、福島集会所北側300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

71番は、同じく福島新田地内の農地3筆、2,954㎡を売買により取得し、倉庫1棟、調整池及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、JAにいがた南蒲いちい支店北側300m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

72番は、本年1月の総会におきまして、農振農用地からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。笹岡地内の農地1筆、814㎡を売買により取得し、既存の養鯉池管理用通路及び堤防の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、笹岡下組自治会公民館北東100m付近で、既存施設の拡張を行うもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合

計件数 9 件、面積 1 万 7, 5 7 9. 4 0 m²で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 6 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 7 号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第 7 号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』説明をいたします。

議案の 6 6 ページをお願いいたします。農家の相続におきましては、複数の相続人への遺産分割による農地の細分化や相続税の負担に伴う経営の圧迫など、大きな問題があります。このため、相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図るため、農地についての相続税納税猶予制度の特例措置が設けられております。農業相続人が農業を営んでいた被相続人から相続または遺贈により農地を取得してみずから農業を営む場合、または一定の貸し付けにより農地としての利用が確保する場合には、相続税の期限内申告書の提出により、納付すべき相続税のうち、一定の要件のもと、納税が猶予されます。この相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合は、農業委員会の適格者証明が必要となります。農業委員会で証明書の発行を受けた後、税務署で特例を受けるための申告を行うこととなります。このたび租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定に基づき、農地等についての相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出があったので、審議をお願いするものであります。

被相続人は、平成 2 7 年 5 月 2 日に死亡され、相続人の協議の結果、平成 2 7 年 9 月 1 9 日、遺産分割協議が成立をいたしました。農地の相続面積は、田畑合わせて 2 万 6, 1 0 8 m²、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出された農地は 2 万 4, 8 5 7 m²であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果の報告をお願いします。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第7号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、被相続人がこれまで農業を営んでいた実績があること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、相続人は相続により取得した農地を相続税の申告期限前に特定貸し付けを行っていること、現地確認の結果、全ての農地が適正に管理されていることから、適格者証明は適当と考えます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

原委員。

13番（原 正利委員）

発言というよりも、お聞きしたいんですけども、この件というのは本人がしなくても人に貸せてもいいということなわけですね、結局、猶予受ける場合は。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（堀事務局長）

ただいま自分で耕作しなくても貸し付けやってもいいかということでございますが、先ほど若干ご説明申し上げましたが、特定貸し付けといいますのは、農業経営基盤強化促進法で利用権設定する、もしくは農地法第3条で貸し付けを行う場合、いわゆる農業委員会を通して貸し付けをした場合は、相続税の猶予を受けられるということで規定をされているところでございます。

13番（原 正利委員）

農業委員会通した場合ね。

事務局（堀事務局長）

はい、そういうことでございます。農業委員会を通して貸し付けを行う。例えばただいまの件でございますが、今回の特定貸し付けにつきましては、10月の総会で利用権設定の承認を得ているものでございます。

以上です。

13番（原 正利委員）

はい、わかりました。

議長（野崎会長）

よろしいでしょうか。

13番（原 正利委員）

はい。

議長（野崎会長）

ほかにご質問がございましたら。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。大変ご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

4番、藤田です。来月は、第3調査部会の当番です。12月21日午後1時30分から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は25日午後3時より開会を予定しております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（ 9 番）

議事録署名委員（27 番）
